

臨時農業生産情報

(台風第20号に対する技術対策)

平成30年8月23日

青森県「攻めの農林水産業」推進本部

台風第20号は、西日本に上陸した後、日本海に進み、24日から25日にかけて本県に近づく見込みです。大雨や強風などの影響が予想されるため、農作物の栽培管理に留意してください。

【事前対策】

1 りんご等果樹

- (1) 防風ネットを張り、破れている部分は補修する。
- (2) りんごのわい化樹や幼木は、倒木しやすいので、支柱のぐらつきや主幹との結束状況を点検し、補強する。
- (3) ぶどうの垣根、なし棚、ハウス施設等は、点検し、支柱等で補強する。

2 水 稲

- (1) 浸水・冠水被害防止のため、排水路の清掃や補修、畦畔の補強を行う。
- (2) 強風や乾風による葉先枯れ、籾の白化や褐変を防ぐため、5～6cmの水深とする。

3 畑作・野菜・花き

- (1) ほ場や施設周辺に排水溝を設けるなど、排水対策に努める。
- (2) ビニールハウスやトンネルでは、倒壊したり被覆資材が飛散しないよう施設の点検補修を行うとともに、マイカ線や支柱などで補強する。
- (3) ながいもなどの支柱は、倒れないように補強する。

4 畜 産

- (1) 低地や排水の悪い飼料畑は、溝を設けるなどの排水対策を行う。
- (2) ロールベールサイレージはストレッチフィルムの破損を防ぐため、シート等で覆う。
- (3) 畜舎等は、破損を防ぐため、支柱等で補強するとともに、シャッターや窓などを完全に閉める。

5 農地・農林業用施設

- (1) ため池は、貯水位が高い場合には放流して水位を十分に低下させておくとともに

に、洪水吐、水門等を点検し、通水の阻害となる土砂、ゴミや流木等の除去に努める。

- (2) 水路は、水門が適正に閉じているあるいは開いていることを確認し、通水の阻害となる土砂、ゴミや流木等の除去に努める。

【事後対策】

1 共通の対策

- (1) 地盤が緩み崩壊の恐れがある農地・林地及び農道・林道並びに増水中の河川などには、絶対に近寄らないようにし、異常を発見した場合は、速やかに市町村等へ連絡する。
- (2) 浸水やかん水したほ場・園地では、明きょやポンプにより速やかに排水する。

2 りんご等果樹

- (1) 園地が冠水した場合は、できるだけ早く、果実や葉に付着したゴミを取り除き、泥を清水で洗い落とす。また、有袋果は除袋してから、これらの管理を行う。
- (2) 水に浸かった果実は区別して収穫する。傷ついたり、腐敗した果実は、速やかに取り除く。
- (3) 樹が倒伏した場合は、できるだけ早く起こし、支柱で支える。
- (4) ぶどう等の垣根、支柱等が倒れた場合は、速やかに補修する。
- (5) 果実を加工用に仕向ける場合は、農薬使用上の問題がないことを確認する。

3 水 稲

- (1) 土砂が流入した場合は、速やかに取り除く。
- (2) 畦畔や用排水路が破損した場合は、速やかに補修する。
- (3) 倒伏した場合は、できるだけ早く株起こしを行う。
- (4) 潮害を受けた場合は、直ちに散水し、稲に付着した塩分を洗い流す。

4 畑作・野菜・花き

- (1) 浸水・冠水等により損傷を受けた場合は、病気が蔓延しないよう、薬剤を散布し、防除に努める。
- (2) ながいもで「穴落ち」した場合は、速やかに修復する。

5 畜 産

- (1) 畜舎が浸水した場合は、家畜伝染病の発生を予防するため、消毒を徹底する。
- (2) ロールペールサイレージのストレッチフィルムが破損した場合は、破損部分を速やかに補修するとともに、できるだけ早く家畜に給与する。

(3) 冠水等の被害を受けた飼料は、品質を見極め、十分注意して給与する。

6 農地・農林業用施設

(1) 農地・林地・農林業用施設が被災した場合は、速やかに被災状況を市町村へ報告する。

(2) 被災した農地・林地及び農林業用施設は、身の安全を確保した上で、シートで被災箇所を覆うなど、被害が拡大しないよう努める。



報道機関用提供資料	
担当課 担当者	(りんご等果樹) りんご果樹課生産振興グループ 太田技師 (水稲) 農産園芸課稲作振興グループ 井上技師 (畑作・野菜、花き) 農産園芸課野菜・畑作物振興グループ 海老名主幹 (畜産) 畜産課経営支援グループ 鹿内技師 (林地・林道) 治山・林道グループ 山田谷技師 (農地・農道・水路) 農村整備課防災・積算グループ 大里主幹
電話番号	(りんご等果樹) 直通 017-734-9492、内線 5094 (水稲) 直通 017-734-9480、内線 5075 (畑作・野菜、花き) 直通 017-734-9485、内線 5077 (畜産) 直通 017-734-9496、内線 4817 (林地・林道) 直通 017-734-9524、内線 4852 (農地・農道・水路) 直通 017-734-9556、内線 4892
報道監	農林水産部 石戸谷農商工連携推進監 内線 4966

【おしらせ】

青森県では、臨時農業生産情報をパソコンやスマートフォンにメール配信するサービスを実施しています。青森県農業情報のホームページ「アップルネット」からお申し込み下さい。